

備考 各面共通関係(1/2ページ)

- (1) 申請者は※印の欄には記入しないこと。
- (2) 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入するとともに、免許権者が北海道知事である場合には、51から64のうち該当するコードを記入すること。

00	大臣	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	※ 北海道
01	北海道※	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県	51 石狩
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県	52 渡島
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県	53 檜山
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県	54 後志
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県	55 空知
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県	56 上川
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県	57 留萌
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県			58 宗谷
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県	99	大臣届出	59 網走
										60 胆振
										61 日高
										62 十勝
										63 釧路
										64 根室

- (3) 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

01	代表取締役(株式会社, 有限会社)	04	代表社員(合名会社)	07	理事	10	共同代表者
02	取締役(株式会社, 有限会社)	05	社員(合名会社)	08	監事	11	相談役
03	監査役(株式会社, 有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	09	その他	12	顧問

- イ 個人の場合には記入しないこと。
- ロ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ハ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。代表理事が複数名の場合は宅建業の代表のみ「01」、その他は「07」を記入すること。
- ニ 商法第188条第2項第9号の規程に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

- (4) 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。
なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」兼業なし」と記入すること。

50	兼業無の場合	04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業
01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業, 飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		

- (5) 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。
なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」「所属なし」と記入すること。

01	(社)高層住宅管理業協会	07	(社)日本高層住宅協会
02	(社)住宅産業開発協会	08	(社)日本ハウズビルダー協会
03	(社)全国住宅地協会の会員である各協会	09	(社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
04	(社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	10	(社)不動産協会
05	(社)全日本不動産協会	11	(社)不動産流通経営協会
06	(社)都市開発協会	12	その他
50	所属団体なし		

備考各面共通関係(2/2ページ)

○宮城県内市区町村コード

仙台市		市部		刈田郡		亶理郡		加美郡	
04101	青葉区	04207	名取市	04301	蔵王町	04361	亶理町	04444	色麻町
04102	宮城野区	04208	角田市	04302	七ヶ宿町	04362	山元町	04445	加美町
04103	若林区	04209	多賀城市	柴田郡		宮城郡		遠田郡	
04104	太白区	04211	岩沼市	04321	大河原町	04401	松島町	04501	涌谷町
04105	泉区	04212	登米市	04322	村田町	04404	七ヶ浜町	04505	美里町
市部		04213	栗原市	04323	柴田町	04406	利府町	牡鹿郡	
04202	石巻市	04214	東松島市	04324	川崎町	黒川郡		04581	女川町
04203	塩竈市	04215	大崎市	伊具郡		04421	大和町	本吉郡	
04205	気仙沼市	04216	富谷市	04341	丸森町	04422	大郷町	04606	南三陸町
04206	白石市					04424	大衡村		

※ 県外の市区町村コードは、総務省のホームページで確認して下さい。(上5ケタを申請書へ記入します。)
<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

- 個人での申請の場合、第二面は提出不要。
- 役員を第二面に記載しきれない場合は、同じ様式を追加して記載し、第二面の次に添付すること。

(第二面)

1 2 0

受付番号	申請時の免許証番号
※ <input type="text"/>	04 (1) 099999

項番 ◎ 役員に関する事項 (法人の場合)

↓ 宅地建物取引士資格所持者は記入

21	役名コード	01	登録番号	04	—	088888	—		
	フリガナ	ミヤギ	タロウ						
	氏名	宮城	太郎						
	生年月日	S	—	60	年	04	月	26	日

確認欄

※

※ 第一面に記入した代表者を、第二面にも記入する。

21	役名コード	02	登録番号		—		—		
	フリガナ	ミヤギ	シロウ						
	氏名	宮城	次郎						
	生年月日	S	—	61	年	04	月	01	日

確認欄

※

21	役名コード	03	登録番号		—		—		
	フリガナ	ミヤギ	ハナコ						
	氏名	宮城	花子						
	生年月日	S	—	30	年	02	月	01	日

確認欄

※

21	役名コード		登録番号		—		—		
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日		—		年		月		日

確認欄

※

(第三面)

宅地建物取引業を営む事務所が複数ある場合、申請書第三面、同第四面及び添付書類第(8)「宅地建物取引業に従事する者の名簿」は、事務所ごとに作成すること。

また、「事務所付近の地図」及び「事務所の写真」についても、事務所ごとに作成すること。

1 3 0

受付番号

申請時の免許証番号

※

0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※ 事務所コード			
	事務所の名称	建 宅 不 動 産 株 式 会 社					

※ 従たる事務所があり、第三面を複数作成する場合、主たる事務所は名称欄に「本店」等と記入する（本店で商号とは別の店舗名を使用している場合は、その店舗名を記入する）。従たる事務所は、名称欄に事務所名を記入する。

◎ 事務所に関する事項

31	郵便番号	9 8 0	—	8 5 7 0	
	所在地市区町村コード	0 4 1 0 1		宮城 都道府県 仙台 市郡区 青葉 区町村	
	所在地	本 町 3	-	X - X	※「丁目」、「番」及び「号」は、「-」（ハイフン）で省略し、上段から左詰で記入して下さい。
	電話番号	0 2 2	-	2 1 1 - 3 2 4 2	
	従事する者の数			5	→右詰めで記入。「従事する者」に含める者の判断基準は下表のとおり。

【表】宅建業に従事する者の判断基準

	代 表 者	役 員					従 事 者					
		専 業		兼 業			営 業 従 事 者	一 時 的 な 営 業 の 補 助 者	一 般 管 理 部 門 の み の 従 事 者			兼 業 部 門 の み の 従 事 者
		常 勤	非 常 勤	常 勤		非 常 勤			専 業	兼 業		
				宅 建 業 が 主	兼 業 が 主					宅 建 業 が 主	兼 業 が 主	
宅建業に従事する者	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×

※ ○は該当者、×は非該当者である。また、「専業」は宅建業のみを営業していることをいい、「兼業」は宅建業以外の業を併せて営業していることをいう。

なお、宅建業開業後に「従業者証明書」の携帯義務がある者(事務所に備え付ける「従業者名簿」に記載する者)については、ホームページ「宅地建物取引業免許申請手続きの手引き」に掲載している基準表を参照すること。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/takkenmenkyo-index.html>)

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項 ※支店がある場合及び代表者が非常勤の場合は設置

32	登録番号		—		—				
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日		—		年		月		日

確認欄

※

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

41	登録番号	0 4	—	0 8 8 8 8 8	—				
	フリガナ	ミヤギ タロウ							
	氏 名	宮城 太郎							
	生年月日	S	—	60	年	04	月	26	日

確認欄

※

(第四面)

- 第四面は、専任の宅地建物取引士が4名以上いて、第三面に書ききれない場合に使用する。
(3名以下の場合は提出不要)
- 第四面は事務所ごとに作成すること。
- 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載し、当該面の次に添付すること。

1 4 0

受付番号	申請時の免許証番号
※ <input type="text"/>	<input type="text"/> () <input type="text"/>

項番

30	事務所の名称	※ 事務所コード	<input type="text"/>
----	--------	----------	----------------------

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項 (続き)

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

※専任の宅地建物取引士が4名以上いて、第三面に書ききれない場合に記入してください。

(第五面)

申請手数料は、県庁等に設置されたセルフレジで納入いただけます。
詳しくは出納局ホームページを参照してください。

(県収入証紙でも納入できます。)

● セルフレジのご案内

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless2.html>

● 収入証紙のご案内

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaishi/syousitop.html>

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

○申請手数料 33,000円

県庁(1階パスポートセンター)・各合同庁舎・保健福祉事務所(単独公所)に設置されたセルフレジにて納入し、発行された「レシート(提出用)」を貼付してください。

セルフレジでの納入費目は以下のとおりです。

新規: 宅地建物取引業免許申請手数料(新規)

更新: 宅地建物取引業免許申請手数料(更新)

免許換え: 宅地建物取引業免許申請手数料(免許換え)

なお、県収入証紙33,000円分でも納入できます。

収入証紙は県庁2階共済事業部等で購入できます。